



2024年4月1日 No. 188 (毎月1日発行)

【政策金利、0.125%引き上げ】

台湾中央銀行は3月21日の会合で、22日をもって政策金利を0.125%引き上げ、2.0%にすることを発表しました。前は2023年3月の0.125%の利上げでした。

一方、利上げの衝撃を緩和するために、「中小企業特別新型コロナ対策事業再生ローン」、「青年創業・起動金ローン」、「労働者支援貸付」などの政策融資に対する利上げの差額を、政府が負担するという支援策も公表しました。

【4月以降、電気料金平均11%の値上げ】

台湾経済部は3月22日に、電気料金の審議委員会を開き、4月1日から電気料金を平均11%値上げすることを発表しました。今回の引き上げは超過累進の調整を採用しました。家庭と商店を含む民生用の引き上げ幅は3%~10%である一方、産業用の引き上げ幅は7%~25%となっています。

経済部によれば、家庭の電力使用量は一か月700キロワット・時以下となっており、月平均値上げは20台湾ドル未満を見込んでいます。一方、TSMCをはじめとする年間の使用量が3億キロワット・時以上である大口需要家にとっては、最大の25%の値上げとなります。

【電子統一発票アップロードの遅延に対する罰則、閣議決定】

台湾財政部は3月14日に、加値型及び非加値型営業税法の一部を改正する法律案を発表しました。同日の閣議決定を踏まえ、主に以下の項目を法制化することとなります。

- 営業人が期限内に、指定されたプラットフォームに電子統一発票をアップロードする義務を明示する。
- 上記の義務に違反した場合、1,500台湾ドル以上15,000台湾ドル以下の過料を科すという罰則を新たに制定する。

【統一発票の交付義務の違反・税抜価額の過少記載に適用する罰則、明らかに】

台湾財政部は3月21日に、統一発票の過少金額記載、もしくは統一発票の交付義務違反に対する罰則について、通達で明らかにしました。これまでの通達では、加値型及び非加値型営業税法第52条と税捐稽徴法44条の罰則に同時に該当し、いずれか厳しい方を適用するとされていましたが、新たな通達では、加値型及び非加値型営業税法の罰則を優先的に適用することとなります。

具体的には、税抜価額による過少金額記載や統一発票の交付義務に違反した場合、加値型及び非加値型営業税法第52条に基づき、所定の税率で計算された税額を納付し、その税額の5倍以下の過料を課されることとなります。ただし、過料は100万台湾ドルを超えてはなりません。



【マーシャル諸島から輸入品等の関税減免、閣議決定】

台湾財政部は3月28日に、マーシャル諸島共和国から輸入される農業と工業産品、及びその他の7種貨物の関税を改正する法律案を発表しました。同日の閣議決定を踏まえ、主な改正内容は以下の通りです：

- マーシャル諸島共和国から輸入される農業と工業産品に対し、合計3,043種類の関税が免税となる。
- 鋼製の柄、家庭用の両開き冷蔵庫、三脚等、合計7種の貨物の輸入関税を1.9%～9%から、0%～6%に減免する。

フェアコンサルティング台湾

(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區民生東路3段128號7樓之1 保富金融大樓

電話：+886-2-2717-0318

担当：坂下 (SAKASHITA)

yu.sakashita@faircongrp.com

2024年2月1日 台中オフィスがオープンしました。

台中オフィス：台中市西區台灣大道2段285號4樓之2

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。